

令和4年(行コ)第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国外2名

## 控 訴 理 由 要 約 書

2022年8月19日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同 弁護士

出 口 か お り



同 弁護士

井 桁 大 介



同 弁護士

亀 石 倫 子



同 弁護士

三 宅 千 晶



同 弁護士

福 田 健 治



1 本件は、性風俗関連特殊営業（風営法2条5項）を営む中小企業の控訴人が、持続化給付金制度と家賃支援給付金制度に設けられた除外規定（本件各不給付規定）によりこれらの給付金（本件各給付金）の給付を受けられなかったことが不合理な差別であり、憲法14条1項に違反し、行政裁量の逸脱濫用だとして本件各給付金等を求める訴訟である。

2 原判決は、まず本件各給付金のような給付基準の策定については広範な行政裁量があるとした上で、違憲・違法審査に際しての基準について、「区別をする目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の目的との関連で不合理なものではなく、行政庁の合理的な裁量判断の範囲を超える」ものでなければ憲法14条1項に反しないという緩やかな基準を設け、かつ本来の政策目的とは無関係で「類似の目的」ですらない「他の政策」に関する「納税者の理解」（国民の理解）を独立的な考慮事項としうとした。その上で当てはめとして、①「性行為…は極めて親密かつ特殊な関係」のある者との間でだけ行われるべきことが「国民の大多数」の「性的道義観念」だとし、性風俗関連特殊営業はその「性的道義観念に反する」ことなどから、②同営業を行う事業者を本件各給付金の対象として事業の下支えをすることは「大多数の国民が共有する性的道義観念」に照らし「相当ではない」から、本件各給付金規定の目的には合理的な根拠があり、また本件各給付規定というその区別の具体的内容も目的との関係で不合理なものではないから、違憲・違法ではないとした。

3 しかし、原判決には大きく3つの誤りがある。

1つ目は、給付行政であることのみを理由に広範な裁量を認めた点である。そもそも少数者が別異取扱いの対象となる平等の審査において、恣意的な「多数の国民の理解」を考慮事項としては不当な差別感情を迫認するだけとなる。また、一般に給付行政に政策的裁量が認められるのは、給付の費用対効果や財源等に当該行政組織の有する専門的知識が求められるからだが、原判決が重視した考慮事項は、中小企業庁の設置目的や任務、給付金の趣旨目的とは関連性の乏しい、風営法という「他の政策」の話であり、裁量の根拠は本来及ばない。本件各給付規定は数ある職業のうち性風俗事業者のみを狙い撃ちにして排除しているところ、その根拠は国民の性的道義観念や大多数の国民の理解という曖昧かつ恣意的なもので、そこに専門的知識や判断は含まれない。本件で広範な裁量は認められるべきではない。

2つ目の誤りは、当てはめにおいて原判決が自ら挙げた各必要的考慮事項を検討

していない点である。原判決は、当該給付の本来の「政策目的」、「給付の費用対効果」、「特定の職業に対する地位の格下げ・スティグマの押し付け…その助長・再生産」を合理性審査の必要的考慮事項に挙げながら、これらの実質的な検討を行わない。本件各給付金制度の「政策目的」はコロナ禍で苦しむ中小企業の下支えであり、性風俗関連特殊営業の事業者が排除される理由とはならない。性風俗関連事業は数兆円規模の大きな産業であり、「給付の費用対効果」は大きい。同事業は他の職業と同じく事業者が自己の個性を発揮する社会的意義ある職業であるところ、本件各不給付規定に伴い現に同事業者の「地位の格下げ・スティグマの押し付け・助長・再生産」が生じている。これらの実質的な検討を行わないのは不合理である。

3つ目にして最大の誤りは、原判決がほぼ唯一考慮した「性的道義観念」や「大多数の国民の理解」の認定にある。原判決の論理は、風営法の趣旨から性的道義観念に関する大多数の国民の理解なるものを設定し、その上で、「性的道義観念」に照らせば性風俗関連特殊営業に対する給付について国民の理解が得られないと行政が判断することは合理的だとする2段階のものであるが、いずれの段階にも誤りがある。まず、1段階目の性的道義観念に関する大多数の国民の理解について、裁判所の認定の唯一の根拠は昭和59年と平成10年の国会答弁であるが、これはそれぞれ数十年も前の、別の行政組織（警察庁）の一担当者の意見にすぎず、しかも答弁で「性的道義観念」は一切言及されていない。にもかかわらず、原判決は同営業の届出制が「性的道義観念」を「前提」とするものだとし、この捻じ曲げた風営法の立法趣旨に基づき、性的道義観念と同営業に対する国民の理解を認定する。続いて原判決は、自ら認定した「大多数の国民が共有する性的道義観念」の存在から当然に、「国が事業の継続を下支えする対象とすることもまた・・・相当でない」と判断することには合理的な根拠があると認定する。そこには何の統計資料・客観的データ（世論調査・意識調査等）もない。性的道義観念がどのようなものであれ、税金を支払い適法に事業を営む性風俗事業者を明示的に差別することまで、国民が求めているとは思えない。原判決は、証拠に基づかずに、性道徳や性の在り方という本来個人的な問題について独自に国家の公権的な判断や固定的な価値観を示し、そこから差別的な取り扱いを追認している。

4 以上のとおり原判決は、専門的知識を要しない単なる差別的な取り扱いに広範な裁量を認めた上、安易で慎重さに欠ける合理性審査を行っている。原判決自ら挙げた各必要的考慮事項も検討せず、非専門的で漠然とした「性道徳」と「大多数の

国民の理解」を証拠に基づかずに認定して、本件各給付規定の違憲性を見過ごした。  
原判決は破棄を免れない。

以 上